

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症、また多発する大規模災害への対策も迫られています。

これらに対応する地方財政について、政府は骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。これをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

よって、政府におかれましては、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制等について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
- 3 今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 4 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き地域デジタル社会推進費に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
- 5 保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善及び保育施設の配置基準をOECD先進国並みの基準に改善するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。
- 6 まち・ひと・しごと創生事業費の1兆円については、新たに地方創生推進費として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。

- 7 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
- 8 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。
- 10 地方交付税の法定率引上げなどにより、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税、消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 11 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月28日

北海道室蘭市議会

教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するため、教職員給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率は2006年に2分の1から3分の1に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1へと復元することが重要です。

また、子供たちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりましたが、中学・高校については依然として検討にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制及び小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が5,158人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,482人の減少となっており、教職員増とはなっていません。早急に30人以下学級を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

22年12月に文部科学省が発表した就学援助実施状況等調査では、被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒を含む要保護・準要保護率は、全国で14.28%、北海道においては全国で8番目に高い18.02%となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費、修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、奨学金制度を利用せざるを得ない子供たちや経済的な理由で進学、就学を断念する子供が増加しており、その解消に向けて、就学援助制度、奨学金制度、高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

よって、国会及び政府におかれましては、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とすること。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。
- 2 30人以下学級の早期実現に向けて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。中学・高校へ35人以下学級を拡大すること。また、地域の特性に合った教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置実現のため、必要な予算の確保、拡充を図ること。
- 3 給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担解消や図書費などについても国において十分な予算の確保、拡充を行うこと。

- 4 就学援助制度、奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月28日

北海道室蘭市議会

2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は道内でも46.7万人と、給与所得者の24.3%に達しています。また、道内の常用労働者216万人(内パート労働者64.7万人)の内、45万人を超える労働者が最低賃金近傍に張りついている実態にあります。

労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2022においてできる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指すことが堅持され、令和4年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容が表記されました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、近年の物価上昇が個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、政府におかれましては、令和5年度の北海道最低賃金の改正に当たって、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指すことが堅持された経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額1,054円)を下回らない水準に改善すること。
- 3 賃上げの原資確保のため、公正取引を促すパートナーシップ構築宣言の宣言企業拡大を進めると同時に、厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金の利用を促進し、最低賃金の大幅引上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月28日

北海道室蘭市議会

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省の学校基本調査によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級数は1.6倍に増え、児童生徒数は2.1倍に増えている。また、通級による指導を受けている児童生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっています。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠です。また今日、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づき、子供たちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要です。

よって、政府におかれましては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子供の増加や、様々な障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、下記の事項について財政措置を含めた措置を講じるよう強く要望いたします。

記

- 1 障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援をすること。
- 2 保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子供たちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援をすること。
- 3 医療的ケアが必要な子供や、障がいのある子供への支援を的確に実施するために、看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援をすること。
- 4 各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取組を促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援をすること。
- 5 GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するため、(仮称)特別支援教育デジタル支援員配置への支援をすること。
- 6 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援をすること。あわせて、特別免許状についても強力的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月28日

北海道室蘭市議会

薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める意見書

抗生物質などの現行の抗菌薬が効かなくなる薬剤耐性（AMR）を持つ細菌の発生により、医療機関において患者への適切な治療や手術時の感染予防などが困難となるサイレントパンデミック（薬剤耐性菌感染症）が世界的に発生しています。

この薬剤耐性菌の影響について英政府支援の下で進められたAMRに関する影響評価では、2050年には年間1,000万人以上の死亡者数が予測されている中で、できる限り早い段階での薬剤耐性菌による感染症の蔓延を防止する体制を整えることが必要であるとされています。

ここで最も重要な新規抗菌薬については難易度が非常に高く、多額の開発費用を要するだけでなく、将来的な感染動向の予測もできない上、抗菌薬の特性から投与期間が短いことなど、開発投資の回収を見通せないことから、その開発から撤退する企業が相次いでいます。

このような背景の下、AMRに効果がある新規抗菌薬開発を支援する動きが各国で活発になっており、G7首脳会議や保健・財務大臣会合で市場インセンティブが具体的に検討されている中、我が国においても抗菌薬確保支援事業によりその検討を開始しています。

よって、政府におかれましては、地域社会の危機管理と安全保障の視点から、薬剤耐性対策を国家戦略として、その感染予防・管理、研究開発・創薬、国際協力等を着実に推進するなど、薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制を強化するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月28日

北海道室蘭市議会

教員不足と長時間過密労働解消のために、定数改善による正規教員増を求める意見書

文部科学省によれば令和3年度、公立学校全体で2,558人もの教員不足が発生しています。その主な要因は教員雇用の非正規依存が進み、教員供給が不安定化したことにあります。令和3年度の公立学校教員の非正規率は小・中・高校ともに20%に迫り、特別支援学校は実に22.4%となっています。その背景には、義務教育費国庫負担率の2分の1から3分の1への縮小など、2000年代以来の教職員給与費制度の改変も大きく影響しています。

また、教員の長時間過密労働の表面化による教職希望者の減少も教員不足の要因となっています。小学校教諭の14.2%、中学校教諭の36.6%は月80時間以上の時間外労働で過労死ラインを超えて働いており、精神疾患による休職者は令和3年度に過去最多の5,897人を記録しています。

こうした教育現場の実態を早急に改善することは喫緊の課題であり、また子供の学習権を保障した上でこれらの課題を解決するには正規教員を増やすことが不可欠です。正規教員増には、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の算定方法の見直しにより、学級担任外教員数を増やし、各教員の授業担当コマ数を減らすことが効果的です。

令和3年に小学校全学年35人学級制が41年ぶりに実現しましたが、諸外国と比べて35人は少人数学級とは言えず、中学・高校はいまだ40人学級のまです。

よって、政府におかれましては、教員不足と過密労働を解消し、子供の学習権を保障するため、教職員定数の算定方式を改善し正規教員を抜本的に増やすよう、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 公立小中学校・高等学校の学級編制標準を改正し、少人数学級をさらに拡充すること。
- 2 教職員定数の算定方式を改善し、教員の授業担当コマ数の軽減を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月28日

北海道室蘭市議会

学校給食の無償化を求める意見書

学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしています。全国では、令和3年5月1日現在で、小学校で99.7%、中学校で98.2%の公立学校において学校給食が実施されています。このことは、学校給食の重要性を示すものです。

こうした中、政府が公表したこども・子育て政策の強化について（試案）において、学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行うことが示されました。

そもそも憲法が定める義務教育の無償化とは授業料だけではなく、昭和26年の政府の国会答弁において、学校給食なども含めて広げていく趣旨が示されています。家庭の経済状況にかかわらず、子供の学び、成長する権利を保障することは、社会全体の責任です。

とりわけ、昨今の物価高騰による家計の圧迫が深刻化する中、学校給食の無償化は急がれるものです。

道内では、令和4年5月1日現在で、学校給食の無償化を実施している市町村が40市町村あるものの、財政状況の厳しさから無償化の実施や継続が困難な自治体も少なくありません。

よって、政府におかれましては、全国どの地域に住んでいても公平、平等の権利を保障するためにも、学校給食の無償化を早期に実現するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月28日

北海道室蘭市議会